

SOFTIC知財ゼミ第3回

Allposters事件

欧州司法裁判所(ECJ)判決

(C419/13, 2015/01/22)

＜頒布権の消尽・Canvas transfer＞

(絵画ポスターの媒体を紙からキャンバスに変えた事件)

平成27年9月10日発表

発表者：栗田英一・中村幸子

第1 本件判決の紹介(の前半)	担当 中村幸子
1 事案の概要 2 オランダ国内審理の概要	
第2 本事件に関連する裁判例	

第1 本件判決の紹介(の前半)

1. 事案の概要

- (1) 原告: Stichting Pictoright
- (2) 被告: Art & Allposters International B.V.
- (3) Canvas transferの工程 (4) 訴訟の提起

2. オランダ国内審理の概要

- (1) ECJ判決に至るまでの経緯
- (2) ルールmont地方裁の判決
- (3) スヘルトヘーンボス控訴裁の判決
- (4) 最高裁への上告 (5) 最高裁の決定

1. 事案の概要 (1)原告: Stichting Pictoright

Pictorightは、著作権者の利益を保護するオランダの著作権収集体。オランダ国内における外国の芸術家の利益も保護する。著作権の侵害者に対して、著作権者を代理して訴訟提起する権限を与えられている。

訴えの対象となった Pictorightが扱う画家

画家	生存期間	著作権
ムンク	(1863-1944)	2014/12/31まで
カンディンスキー	(1866-1944)	2014/12/31まで
マチス	(1869-1954)	
ピカソ	(1881-1973)	2024/12/31まで
マルク・シャガール	(1887-1985)	

その他、Paul Klee, Joan Miró Francis Bacon, Bruno Paul, Hans Bohrdt, Henk Hofstra, Rie Cramer



去年で切れた！

ムンク



切れてない！

ピカソ

1. 事案の概要 (2)被告: Art & Allposters International B.V.

Allpostersは、ウェブサイトを通じて ポスター等を販売する米国の会社。顧客は、ポスター/フレーム付きポスター/木製ボード上のポスター/キャンバス上の画像の各形態が選べる。

Allpostersの日本サイト(<http://www.allposters.co.jp/>)

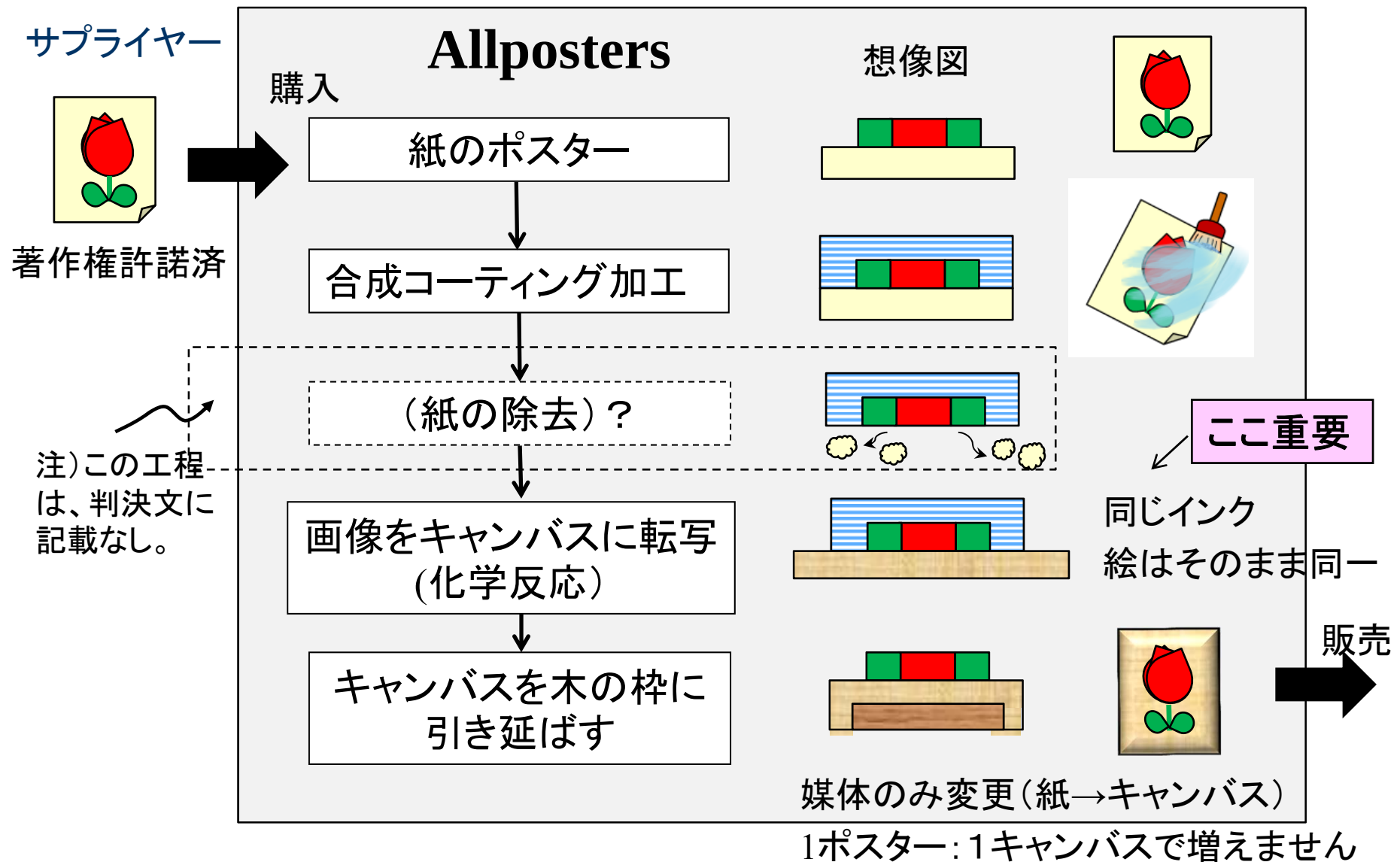


ご参考)ゴッホの「夜のカフェテラス」の種類と値段

- | | |
|------------|--------|
| ①ポスター | ¥1428 |
| ②ラミネート加工 | ¥1632 |
| ③パネル加工 | ¥6432 |
| ④キャンバスプリント | ¥12892 |

(注:問題となるCanvas transferとは別なもの)

1. 事案の概要 (3) Canvas transferの工程



1. 事案の概要 (4) 訴訟の提起

Pictorightは、著作権者の承諾なしに著作物を複製するCanvas transferの販売に反対。**Allposters**に対し、活動中止を要求し、法的手続をすると迫った。



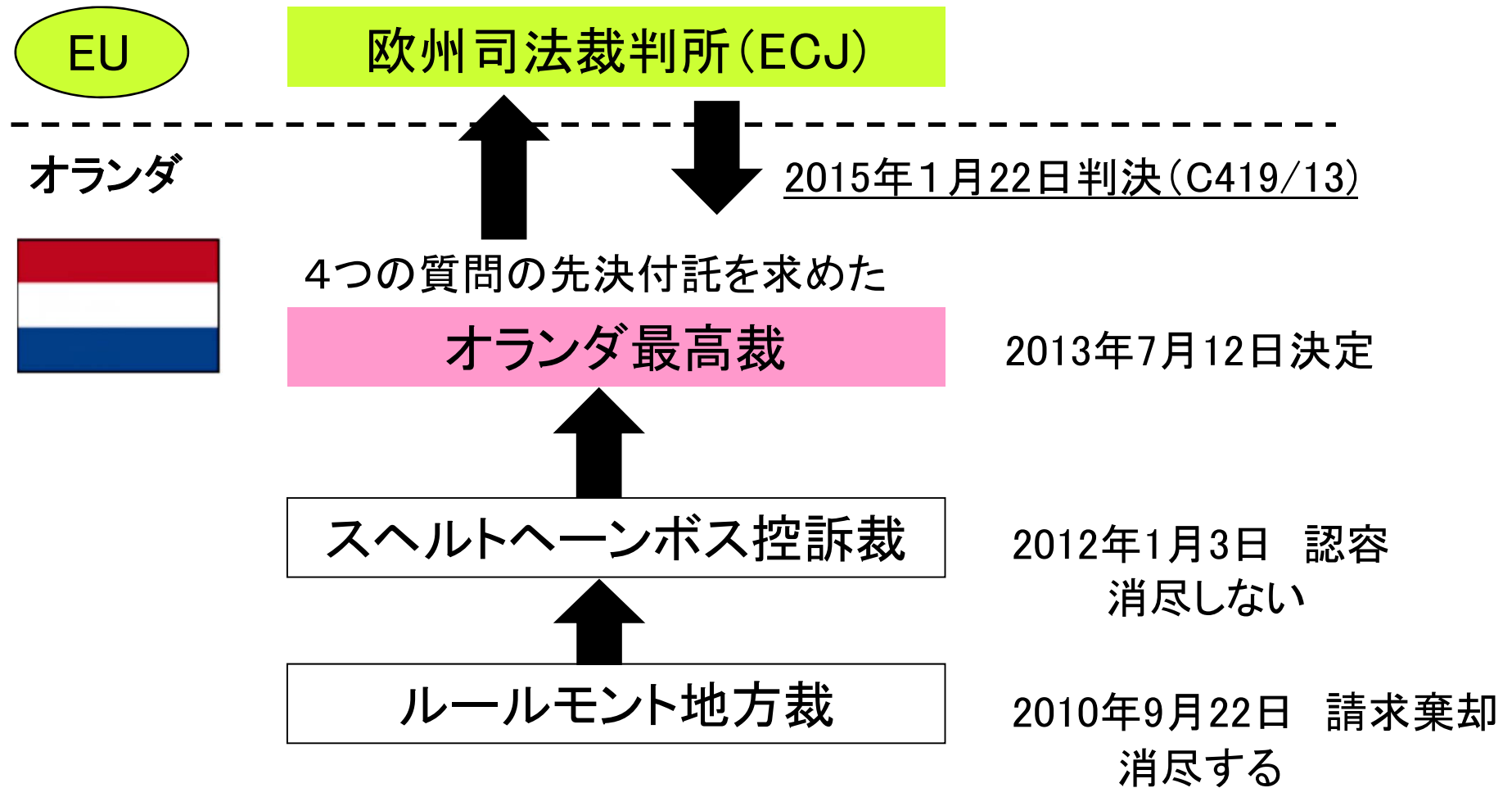
Allpostersは、要請に応ずることを拒否。



Pictorightは、**Allposters**に、直接または間接を問わず、著作権および著作者人格権の侵害を中止する命令を求めて、ルール蒙特地方裁判所に訴訟を提起。

2. オランダ国内審理の概要

(1) ECJ判決に至るまでの経緯



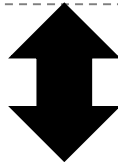
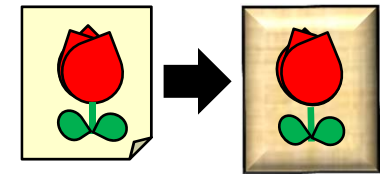
2. オランダ国内審理の概要(2)ルールモント地方裁の判決

Case / Docket. 90339 / HA ZA 08-822, 日付:2010/09/22

★原告Pictrightの主張

“canvas transfer”は、「新しい発行」(new publication)または「複製」(reproduction)に相当。画像の端のカットや展示情報(文字)の削除は、著作者人格権を侵害。

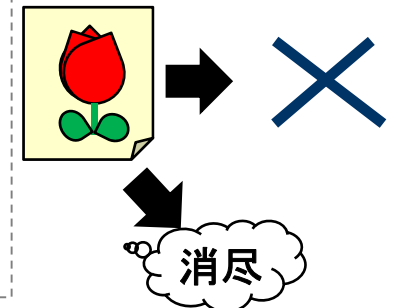
ポスター キャンバス



★被告Allpostersの主張

“canvas transfer”は、画像の複製なし。新たな画像はない。ポスターの頒布権は消尽。

ポスター 新たな画像なし



2. オランダ国内審理の概要(2)ルールモント地方裁の判決

Case / Docket. 90339 / HA ZA 08-822, 日付:2010/09/22

★地裁の判断

複製*→「複製」はない。

数の増加なし。画像は増えていない。

*「verveelvoudiging」(オランダ語の複製): 数の増加の意味があるらしい。

新しい発行: →「新しい発行」はない。

①画像は変化していないので、「新しい形態」なし。

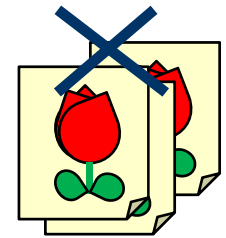
②ポスターもキャンバスも壁を飾るという同じ機能。

キャンバスを買う人はポスターを買わない。「新しい市場」はない。

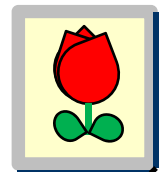
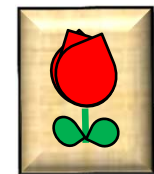
③キャンバスの価格は、フレームに入れたポスターの価格と比べるべき。「新しい利用機会」はない。

頒布権は消尽している。

著作者人格権: 変更は最低限のもの。→非侵害



増加なし



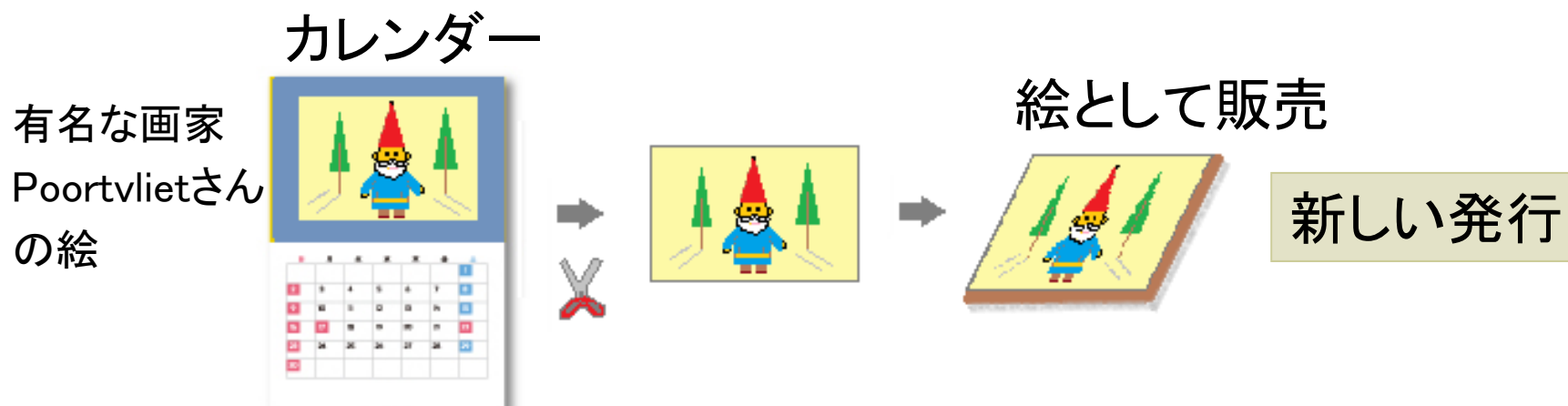
フレーム付き
ポスター

(参考1)オランダ最高裁 Poortvlietの法理

Dutch Supreme Court 19 January 1979, NJ 1979,412 (Poortvliet)

オランダの最高裁判決Poortvliet

「著作権者によって市場に置かれた著作物の複製物が他の形態で公衆に提供された場合、新しい形態で複製物を販売する者が新たな利用機会を有する場合、新しい発行があるとする1979年の最高裁判例」



カレンダーは1年間しか売れない

(参考2) 欧州における消尽に関する考え方

EUでは「物品の移動自由」の原則(EC 条約28条)。



各国に元々ある知的財産権の「国内消尽」の考え方をEUレベルへ。EUの域内消尽を基本。

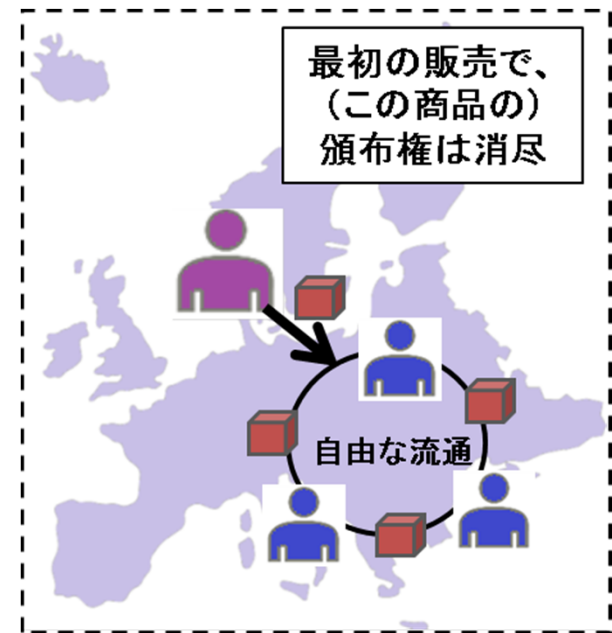
【域内消尽】権利者の許諾によって一度域内で販売等された商品は、域内の他の国でも権利が消尽したものとして、権利者は、再度権利行使することができない(他者による再販が可能)。

EU法: 情報社会指令2001/29で規定

前文(28): 物品の再販売を制御する権利の消尽

第4条(2): 頒布権の消尽

オランダでは、同内容を著作権法第12条bに導入



注) 消尽する著作権: 公衆送信権 × (情報社会指令第3条(3))、貸与権 × (レンタル権貸与権指令第1条2)

消尽する著作物の種類: サービス(特にオンラインサービス) × (情報社会指令前文(29))

プログラムの複製物 (貸与権除く) ○ (ソフトウェア指令第4条2)

コンピュータ・プログラム以外のデータ(電子書籍、音楽・映画等のデータ)・・・不明

2. オランダ国内審理の概要(3)スヘルトヘーンボス控訴裁の判決

Case number 200 079 664 HD, 日付:2012/1/3

★控訴裁の判断 「新しい発行」か？

「新しい形態」: サイトでも記載しているように、見え方や色が異なる。視覚的特徴が重要な著作物は、視覚的特徴を大きく考慮する。

「新しい市場」、「新しい利用機会」: 埃、湿気、日光を防ぎ耐久性アップ、絵の見栄えがよく、ポスターよりも高級で、異なる機能を持つ。

価格は、「フレームに入れたポスター」と比較すべきではない(著作権者が市場に置くことを許諾した対象はポスターなため)。→高価格である。

よりお金を払う顧客のための「新しい市場」「新しい利用機会」あり。



著作権者の同意を得て販売された紙のポスターが大幅に変えられ、異なる購買層に高価格で販売できる限りにおいて、「新しい発行」に当たると判断。紙ポスターの販売で頒布権は消尽したとするAllpostersの主張を退けた。

2. オランダ国内審理の概要 (4)最高裁への上告

★Pictrightの主張

消尽しない

「新しい発行」

根拠:オランダの最高裁判決 Poortvliet法理



対立

★Allpostersの主張

消尽

根拠:EU法:情報社会指令2001/29の前文(28)と4条(2)
(オランダ法:著作権法第12条b)

2. オランダでの審理の概要 (5) 最高裁の決定

ECLI:NL:HR:2013:CA0265 発行日:2013年7月12日

欧州司法裁判所(ECJ)に以下の質問の先決付託を求め、審理中断。

(1) 情報社会指令2001/29の第4条の「頒布権の消尽」は、著作物の複製が、「その形を変えて(alteration in respect of its form)流通する場合」についても適用されるか？



YES



YES

(2) (a) 形が変えられることで、消尽しなくなることがあるか？

(b) 「形が変えられると消尽しなくなる」基準は何か？

(c) その基準は、オランダ国内法内の基準(Poortvliet法理)を許容するか？

欧州司法裁判所(ECJ)判決(C419/13)へ

第2 本事件に関連する裁判例

1. 米国裁判例「媒体を変えると二次的著作物になるか？」
 - ①C.M.Paula Co v. Logan事件
 - ②Mirage Editions, Inc. v. Albuquerque A.R.T. Co.,事件
2. 欧州裁判例「消尽の対象は、有体物だけか？」
 - ①UsedSoft判決（ソフトウェアのダウンロード販売）
 - ②UsedSoft判決とAllposters判決の関係とその影響
3. 日本裁判例「消尽を巡る著作権者と公共の利益のバランス」
 - ①中古ゲームソフト事件
 - ②自炊代行事件控訴審

1.米国裁判例「媒体を変えると二次的著作物になるか？」

① C. M. PAULA Co. v. LOGAN, 355 F.Supp 189 (N.D. Tex. 1973)

グリーティングカードを購入してセラミック板に転写し販売する行為を認めた例



セラミック板上にオリジナル画像を転写したプロセスは、「複製」(reproduction or duplication)ではない。

100個のセラミック板を作るためには100個別々のポーラ製品を購入する必要がある(している)。

定期刊行物を分解、再編成、新たな出版物として販売した「翻案権侵害」事件(National Geographic最高裁,1939)を引用し、本件は「編集、改変、または配置」(compilation, adaptation, or arrangement)ではないと判断。

二次的著作物ではない

複製を継続的にコントロールすることは、個人財産の処分をコントロールすることになる。著作権の独占を優遇すると、商業(trade)を妨げる。

著作権侵害は認めなかったが、出所混同が起きないように、製品の後ろに、「ポーラの著作権で保護されたデザイン」を表示するよう命令。

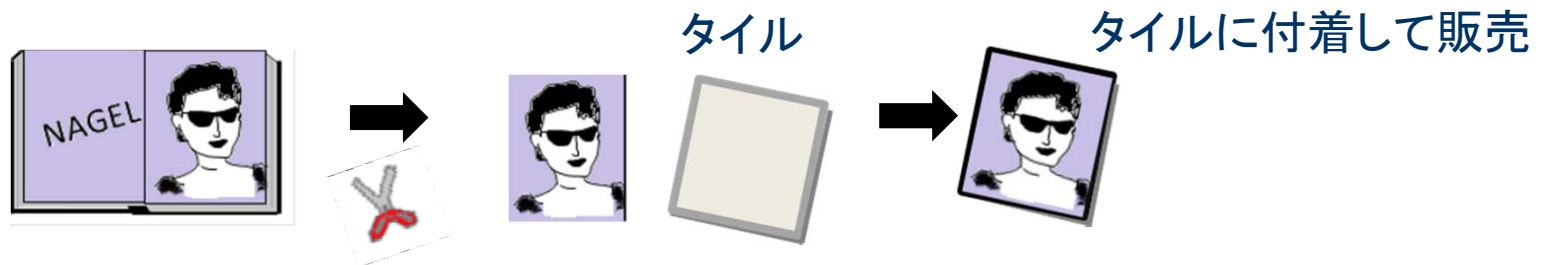
1.米国裁判例「媒体を変えると二次的著作物になるか？」

②Mirage Editions Inc. v. Albuquerque A.R.T. Co., 856 F.2d 1341 (9th Cir. 1988)

画集を購入し、セラミック板に移す行為を認めなかった例

パトリック・ナーゲルは、著名なグラフィックアート(故人)、ミラーージュはナーゲルの作品の出版社(著作権者)

アルバカーキは本からページを取り、セラミックタイルの上にマウントし、小売店でタイルを販売。



タイル上への配置は「複製」ではないが「改作、変形」“recast, transformed”
二次的著作物の権利は、著作権者にあり、ファーストセールドクトリンの影響はない。

二次的著作物と判断
似たような事例でも判断が異なる

2. 欧州裁判例「消尽の対象は、有体物だけか？」

①UsedSoft判決(ソフトウェアのダウンロード販売)

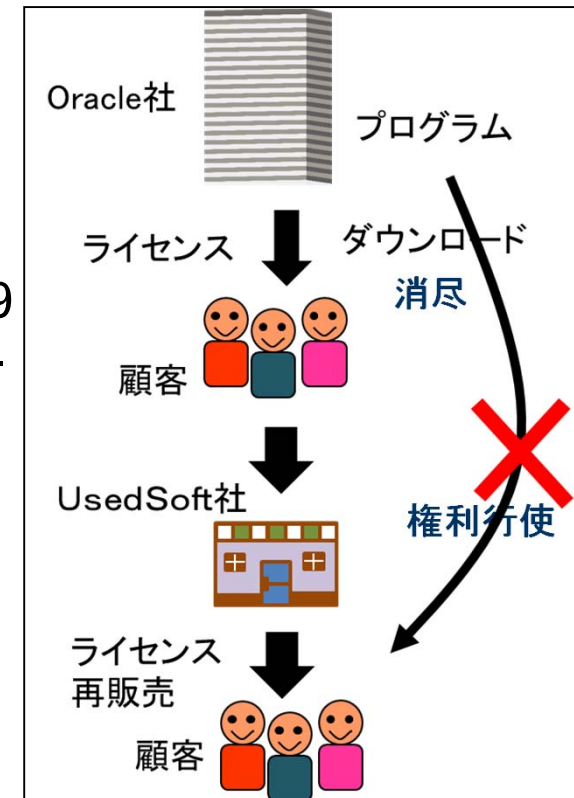
UsedSoft判決(UsedSoft GmbH v. Oracle International Corp. (Case C-128/11), 3.7.2012, [2012]ECDR 19.)

【事件の概要】

UsedSoft社が、オラクル社プログラムの使用済ライセンスを顧客から買い取り、ライセンスを再販売したことを問題とした事件(本件の争点:ソフトウェア指令(2009/24/EC)第4条(2)「コンピュータ・プログラムのコピーの頒布権の消尽」等)

●オラクルは、コピーの所有権を移転したのではなく、ユーザーライセンス契約だと主張。しかし、CJEUは、販売をライセンスと呼ぶだけで消尽規則を迂回するなら有効性が損なわれる、ライセンス契約であっても「販売」と判断。

●オラクルは、情報社会指令3条により「公衆送信権は消尽しない」と主張。しかし、CJEUは、ソフトウェア指令(コンピュータプログラムの有形・無形を区別しない)は特別法なので一般法に優先すると判断。



ソフトウェア指令適用範囲の中で、デジタル消尽を認めた。

2. 欧州裁判例「消尽の対象は、有体物だけか？」

②UsedSoft判決とAllposters判決の関係とその影響

UsedSoft判決は、「特別法」であるソフトウェア指令2009/24/ECの適用範囲において、デジタル消尽を認めた。

しかし、他の著作物に対しては、情報社会指令が適用される。

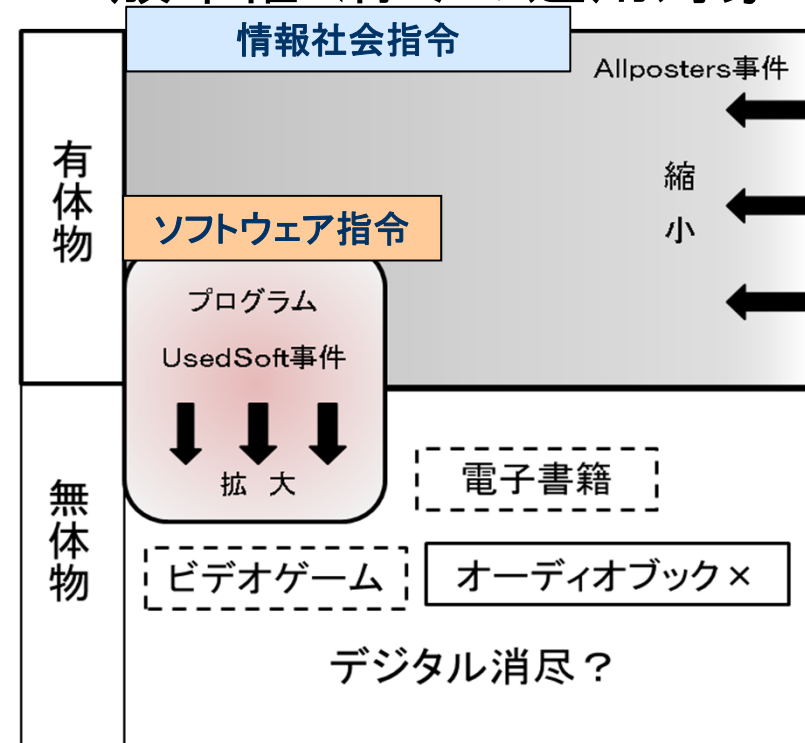
今回のAllposters判決で、頒布権・消尽の適用対象は、有体物(tangible object)であるとし、販売後に媒体を変えた場合には、消尽ルールが適用されない、と厳しく解釈。

情報社会指令の適用範囲では、 デジタル消尽の扱い不明

★ビデオゲーム(イタリア) 技術的保護手段が争点
情報社会指令の範囲内とされた

Judgment in Nintendo Co. Ltd and Others v PC Box Srl and 9Net Srl, C-355/12, EU:C:2014:25, para 23.

頒布権・消尽の適用対象



★オーディオブック(ドイツ)消尽否定

Court of Appeal of Hamm, 22 U 60/13

★電子書籍の中古販売(オランダ)電子書籍の中古販売はあり得るが、不正コピー対策が不十分と判断

Court of Appeal of Amsterdam, Nederlands Uitgeversverbond and Groep Algemene Uitgevers v Tom Kabinet, 200 154 572/01 SKG NL:GHAMS:2015:66, 20 January 2015

3. 日本裁判例「消尽を巡る著作権者と公共の利益のバランス」

①中古ゲームソフト事件(最高裁平成14年4月25日判決)

【事件の概要】ゲームソフト(CD-ROMに収録)の正規品を買った顧客が、中古ソフト販売店に売り、中古ソフト販売店がこれを再販売したことを問題とした事件。

(注: 本件の争点: 「ゲームソフトは映画著作物か」と「(映画著作物の)頒布権の消尽」が中心)

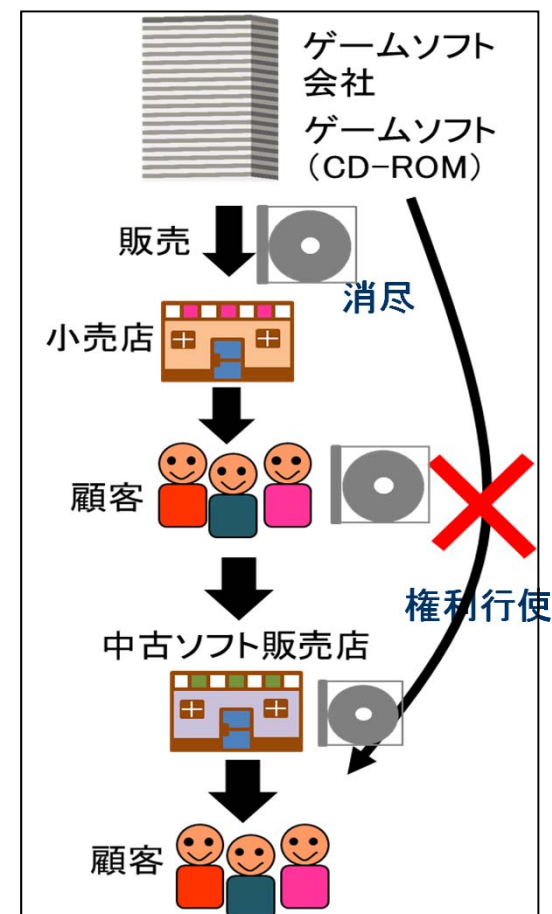
日本の著作権法には、譲渡権の消尽規定(26条の2第2項)はあるが、(映画の著作物の)頒布権の消尽規定がないため、映画の著作物は一度公衆に頒布されても、頒布権が及び続けるとの考え方があった。→否定

消尽を認めた理由

(ア)著作権の保護と社会公共の利益との調和

(イ)市場における商品の自由な流通

(ウ)著作権者等が二重に利得を得ることを認める必要性はない(二重利得の不当性)



消尽を認め、公共の利益と調和

3. 日本裁判例「消尽を巡る著作権者と公共の利益のバランス」

②自炊代行事件控訴審(知財高裁平成26年10月22日判決)

【事件の概要】

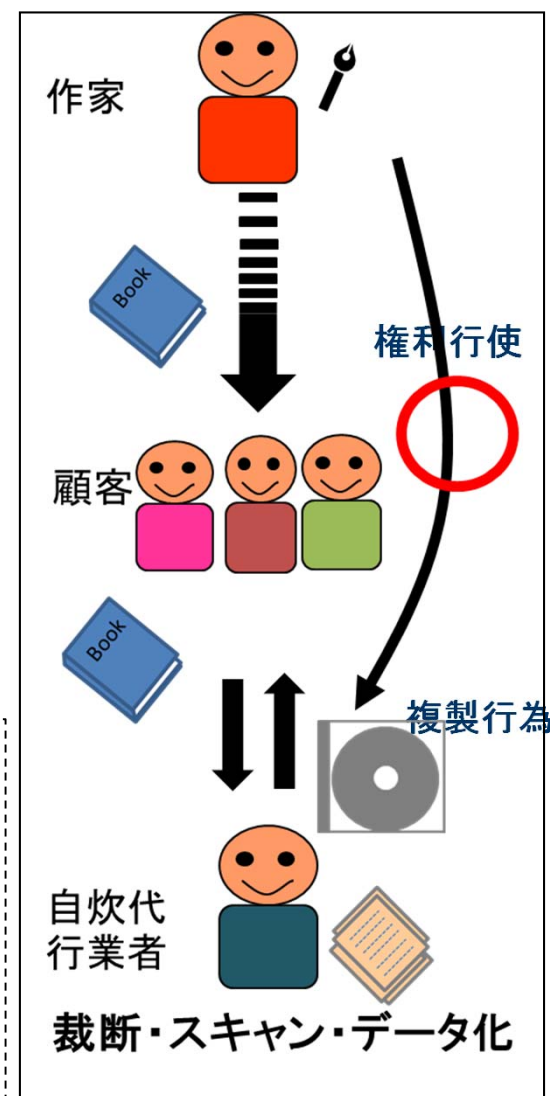
代行業者が、顧客の書籍をスキャンしてデータ化する行為について、作家等が複製権侵害で訴えた事件。

代行業者の行為は「私的複製」が認められず複製権侵害となった。(注: 本件の争点は、複製の主体や私的複製が中心。消尽では争われていない。また、有形的再製後の著作物及び複製物の個数によって複製の有無が左右されないと判示した。)

裁断本が廃棄され、所有権者自身だけが利用するなら、著作権者に実質損害を与えないが、違法コピーが出回ることを危惧して訴えられた。

余談) Allposters控訴裁でも、Allpostersは、Canvas transferが実際は2つの行為(①ポスターの所有権を顧客に移転、②キャンバス表面にポスターを置く)であると反論したが、否定されている。

また、Pictorightはウェブサイト上のポスター画像表示も侵害であると、著作権者の利益を強く主張。



3. 日本裁判例(補足追加)

③真田広之キーホルダー事件(東京地裁昭和62年7月10日判決)

日本でも、著作物の媒体を変えた事件がある

【事件の概要】

原告は、真田広之のプロマイド写真の顔部分をハサミで切抜き、キーホルダーのプラスチック製ケース部分に入れた商品を製作・販売。被告は、上記プロマイド写真の著作権者であり、キーホルダー販売を中止させた。

原告は、キーホルダーの製作・販売は被告の著作権を侵害せず、原告の営業権を侵害したとして、損害賠償・慰謝料を求めた事件(注:通常の裁判とは原告・被告の立場が逆)



プロマイド写真は、撮影者の個性、創造性を窺うことができ、証明書用の肖像写真のように単なるカメラの機械的作用によって表現されるものとは異なり、写真著作物であると認められた。

本件写真と同じ複製物の顔部分を切り抜いてキーホルダーにするのは、本件写真のイメージを大きく変えることにも言及した。

判決自体は、原告の請求は理由がないとして棄却。

主な参考文献

1. 梶山敬士「消尽を巡る状況」『現代知的財産法 実務と課題 飯村敏明先生退官記念』発明推進協会
2. 島並良「デジタル著作物のダウンロードと著作権の消尽」『現代知的財産法講座 3 知的財産法の国際的交錯』日本評論社
3. テオ ボードウィック「欧州連合における知的財産権の消尽」『現代知的財産法講座 3 知的財産法の国際的交錯』日本評論社
4. 虎ノ門総合法律事務所“とらそう”の弁護士ブログ(2015.1.23)
<http://ameblo.jp/torasou-law/entry-11980624447.html>
5. Eleonora Rosati “Online copyright exhaustion in a post-Allposters world”,
Forthcoming in Journal of Intellectual Property Law & Practice)
6. C.M.Paula Co v. Logan, 355 F.Supp 189 (N.D. Tex 1973)
http://www.tabberone.com/Trademarks/CourtCases/5thCircuit/CMPaulaCo_v_Logan.shtml
7. Mirage Edition, Inc. v. Albuquerque A.R.T Co., 856 F. 2d 1341 (9th Cir. 1988) <http://openjurist.org/856/f2d/1341>